

# 令和8年度障害者雇用・定着支援事業業務仕様書

## 1 目的

本県の民間企業における障害者実雇用率 2.38%（令和7年6月1日現在）となっており、法定雇用率 2.5%）を下回っている。県内に本社を置く法定雇用義務のある企業（以下「支援対象企業」という。）全体の 976 社のうち 413 社が法定雇用率未達成であり、特に 300 人～500 人未満規模の企業において、法定雇用率達成企業の割合が全国平均と比べて低くなっている。このことから、法定雇用率未達成企業や中堅規模（300 人～500 人未満）の企業を中心に、企業の支援ニーズの把握を行い、支援ニーズに応じた個別支援等を実施することにより、支援対象企業における障害者雇用の促進と定着につなげる。

## 2 業務の内容

### （1）障害者雇用コーディネーターの配置及び企業からの情報収集

#### ① 実施内容

障害者雇用コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を原則として県内に配置し、支援対象企業に対して、訪問や電話等により、障害者雇用率制度の普及啓発のほか、障害者雇用の状況や課題などの情報収集を行うこと。

#### ② 企業等の選定

支援対象企業のうち、法定雇用率未達成企業や 300 人以上規模の企業を中心に、200 社程度からヒアリングを行うこと。

#### ③ 情報収集後の対応

企業からの支援ニーズに応じて、（2）から（5）への誘導を図ること。

### （2）個別支援（コンサルティング）

#### ① 実施内容

専門知識を持ったコンサルタントが、コーディネーターと連携しながら、対面及びオンラインにより、採用に向けた準備から職場定着まで、個別企業の実態に応じて企業の担当者等に対する継続的な伴走支援を行うこととし、必要な場合は、企業等の現場での支援を行うこと。なお、実施に当たっては、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター等の関係機関と連携すること。

#### 【支援例】

業務の切り出し支援、求人票の作成支援、各種支援機関や支援制度の案内等

#### ② 対象企業の選定

（1）でヒアリングを行った企業のうち、20 社程度を県と受託者間で協議の上決定すること。

### （3）研修会の開催

#### ① 実施内容

（1）で情報収集した支援対象企業における状況や課題、支援ニーズを踏まえたテーマを設定し、実施すること。なお、テーマ及び資料、資料の配布方法等については県と受託者間で協議の上決定すること。また、講師は、障害者雇用に関して専門的な知識を有する者から選定し、障害者雇用に取り組むために必要な基礎知識や職場定着に関するノウハウ

ハウ等を習得できる内容とすること。

② 実施回数等

障害者の雇用・定着を促進するために効果的な時期及び方法（対面・オンライン等）を県と協議の上決定し、3回以上開催すること。

③ 準備・運営等

全ての回について、講師との調整や資料作成等の準備のほか、当日の運営等を行うこと。

(4) 企業見学会及び企業間の交流会の開催

① 実施内容

先進的な障害者雇用に取り組む企業（以下「見学企業」という。）を訪問し、障害者が働く現場やまわりの支援体制等を見学することで、障害者とともに働く様子をイメージできるものとし、同日に参加者同士の交流会等を実施すること。なお、見学企業の選定及び資料の内容、配布方法等は県と受託者間で協議の上決定すること。

② 実施回数等

障害者の雇用・定着を促進するために効果的な時期を選定し、2回以上開催する。

③ 準備・運営等

全ての回について、見学企業との調整や資料作成等の準備のほか、当日の運営等を行うこと。

(5) 相談支援

障害者雇用に関する相談窓口機能を設け、（1）で情報収集した企業等に関わらず、広く企業等からの相談に対応する。内容に応じて、障害者就業・生活支援センターや障害者職業センター等の関係機関と連携して支援するほか、企業訪問やオンライン相談等に対応する。

(6) 周知・広報等

（2）から（5）の事業に関する周知・広報を行うこと。また、（2）から（4）に関する募集を行うこと。なお、広報物を作成する場合は、その内容及び部数等を県と協議して決定するとともに、電子データを県に提出すること。

(7) アンケートの実施

（2）から（4）の事業実施終了後は、アンケートを実施し、集計結果を県に報告するとともに、今後の課題分析を行うこと。なお、アンケート内容は県と受託者間で協議の上決定すること。

(8) 報告

本事業に係る支援状況やヒアリング記録など、各種データの集計管理を行い、県の指示に従い、毎月報告すること。

3 実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

#### 4 その他

- (1) 本事業の成果物並びにデザインの著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は県に帰属する。また、県及び県の指定する者は、この成果物に係るアイディア、ノウハウ、コンセプト等について、対価を支払うことなく自由に使用できるものとし、県が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了事由のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものとする。
- (2) 他者の映像その他印刷物などから、映像、写真・イラスト等を利用する場合には、著作権や版権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きをとること。
- (3) 本事業に係る個人情報については、厳重に管理し、不当な目的に利用することがないよう徹底すること。また、保有する必要のなくなった個人情報及び契約終了後の一切の個人情報については、確実かつ速やかに破棄又は消去すること。
- (4) 受託者は、委託業務の実施に際して知り得た秘密を他に漏らさないこと。契約終了後においても同様とする。
- (5) 本事業のホームページを作成する場合は、ホームページの新設及び廃止に係る独自ドメインの取得及び管理について、県と事前に協議を行うとともに、廃止にあたっては、契約終了後も、県が指示する期間（契約終了後、最低 1 年以上）は当該ドメインを保持すること。